

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 71 号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とする。

第9条中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第11条とする。

第8条第3項中「第2条第5項」を「第4条第5項」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第9条とする。

第6条各号列記以外の部分中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第7条とする。

第4条第2項中「第2条第5項」を「第4条第5項」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項後段中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第5条とする。

第2条第2項中「第4条」を「第5条」に改め、同条第3項中「第4条第4号」を「第5条第4号」に改め、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(勤務を要する日の日数を考慮して定める非常勤職員)

第2条 条例第2条第3号ア(ウ)に規定する別に定める非常勤職員は、1週間当たりの勤務を要する日が3日以上とされている非常勤職員(週以外の期間によって勤務を要する日が定められている非常勤職員にあっては、1年間の勤務を要する日が121日以上とされている非常勤職員)とする。

(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要があると認められる場合)

第3条 条例第3条第3号イに規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第3号に規定する子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所における保育の実施を希望し、同法第24条第1項の規定による申込みを行ったにもかかわらず、当該子の1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)後の期間について、当面それが実施される見込みがない場合

(2) 常態として条例第3条第3号に規定する子を養育している非常勤職員の配偶者(婚

姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であって、当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡したとき。

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になったとき。

ウ 当該子と別居することとなったとき。

エ 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定であるとき、又は出産後8週間を経過しないとき。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)